

令和6年度第2回岩手県県営建設工事入札契約適正化委員会の概要

1 開催日時

令和6年12月20日（金）午前10時から正午まで

2 開催場所

岩手県公会堂 26号室

3 出席者

(1) 委員（6名出席）

望月 敦允 委員長、阿部 瑛子 委員、松林 由里子 委員、役重 眞喜子 委員、吉田 敏恵 委員、
雷 哲也 委員（田村 賢一 委員は欠席）

(2) 県側出席者

（出納局）高橋副局長兼総務課総括課長、千葉特命参事兼入札課長

（県土整備部）田家建設技術振興課技術企画指導課長

ほか抽出工事説明職員

4 開会

事務局から開会を宣言し、委員6名が出席しており会議が成立することを報告した。

5 挨拶

（高橋出納局副局長）

出納局副局長を務めております 高橋 と申します。どうぞよろしくお願いたします。

委員会の開催にあたり、一言御挨拶させていただきます。

委員の皆様には、日頃から県営建設工事入札の適正化に御尽力いただき感謝申し上げます。また、御多忙のところ、御出席いただき厚く御礼申し上げます。

さて、本委員会の第1回目は7月に開催したところですが、その後の県営建設工事や入札を取り巻く状況等について、少しお話をさせていただきます。

まず、工事発注件数についてですが、平成24年度の1,651件をピークに災害発生状況等により増減はありますが、概ね減少傾向となっており、本年度は4月から9月までの間で471件と、同様の傾向を示しております。

また、県営建設工事における総合評価落札方式による発注状況を見ますと、施工実績評価を重視した「簡易2型」による発注は9割以上、これは、価格競争落札方式を含めた全体でも5割強を占めており、施工実績評価を得られるかどうかを受注に影響を及ぼしている部分があります。

県では、県内各地区で業界団体との地域懇談会を開催していますが、この中で、復旧・復興事業が完了し、近年の工事発注件数が減少する中では、受注機会の減少により実績づくりが困難となる企業があることや、実績のある企業に落札が固定化されるなどの意見が多く寄せられています。

このような課題や意見を踏まえ、この後、議事の後半で御説明させていただきますが、県では、施工実績評価を緩和する方向で、総合評価落札方式の評価項目の見直しや新たな評価型であるチャレンジ型の試行導入を、令和7年度から開始することで準備を進めております。

本日の委員会では、本年4月から9月までの契約工事のうち、抽出いただいた工事について御審議いただきますほか、契約手続の運用状況や入札取りやめの状況、落札率などについて、事務局から御説明させていただくこととしております。

委員の皆様のご意見を、適正な制度の運用や今後の取組に活かして参りたいと存じますので、本日は忌憚のない御意見を賜りますようお願い申し上げます、御挨拶といたします。

6 議事

(1) 県営建設工事に係る入札及び契約手続の運用状況等について

(事務局から説明)

ア 入札方式別発注工事の状況について (資料 No. 1～6)

イ 低入札価格調査制度対象工事の状況について (資料 No. 7)

ウ 指名停止等の措置状況について (資料 No. 8)

[質疑等]

【望月委員長 (議長)】

ただいま事務局から報告がありましたが、本日欠席の田村委員からも、何個か質問をメールでいただいていたようですので、先にこちらから進めてもよろしいでしょうか。

【各委員】

はい。

(事務局)

本日欠席の田村委員から資料 No. 8 指名停止等の措置状況について質問事項を頂戴しておりますので、その分につきましては資料をお手元にお配りしております。これに基づいてご説明させていただきます。

まず1つ目の大成建設株式会社ですけれども、労働安全衛生法違反とは具体的に何をされたのか。でございますが、

東海旅客鉄道株式会社発注工事で、負傷事故発生後に遅滞なく労働者死傷病報告書を所轄の労働基準監督署に提出しなかったことが労働安全衛生規則第97条第1項に違反し、罰金刑の略式命令を受けたものでございます。

違反の時期につきましては、事故日が令和5年4月18日、起訴状が令和6年3月19日、略式命令が令和年3月26日となっております。

指名停止のどこの規程に抵触するのか。でございますが、県営建設工事に係る指名停止等措置基準別表第2第5号ウの不正又は不誠実な行為に該当するものになります。

当該の規程が設けられた趣旨。でございますけれども、国の各省庁及び特殊法人等で構成する中央工事契約制度運用連絡協議会において指名停止に関するモデルが示されております。モデルでは、措置要件、どのような場合に指名停止を行うかや指名停止の期間等についても示されております。その中で期間に幅を持たせている項目もでございます。

県ではそれらを参考に指名停止等の措置基準を定めているものでございます。

基準の見直しにつきましてはモデルの改正があった場合などのタイミングで行う場合が多いというふ

うなことであります。

次に規程が設けられた趣旨は現状に即しているかの検討はどのようなタイミングで行われているか。でございますが、これは先ほど④（該当の規程が設けられた趣旨）のところで説明したものと同様となります。

次に2つ目、3つ目の株式会社永沢水道工業、株式会社フジテック岩手の指名停止の関係です。

実行犯はどのような妨害行為を行ったのか。でございますが、一関市が発注した水道工事について、市職員から不正に入札情報を入手したことで、公正な入札手続きを妨害したというようなこととなります。

逮捕容疑名は、永沢水道工業が贈賄及び公契約関係競売等妨害、株式会社フジテック岩手が公契約関係競売等妨害となります。

犯行時の役職。でございますが、永沢水道工業が1名の方で退職。フジテック岩手の方は2名で、締役会長と取締役常務というふうなところ。なお、報道等に基づきまして、逮捕者については警察に事実確認を行っているものでございます。

起訴はされたのか、不起訴なら指名停止がおかしいことにならないか。でございますが、今回の場合は既に起訴されております。仮に不起訴となった場合は、措置基準の第6第2号の規定に基づきまして、指名停止の解除というものをを行うこととなります。

裁判で無罪になった場合でも同様か。でございますが、これも先ほどの規程と同じように指名停止の解除というものがございましてそれに、それになっていくものです。

逮捕のタイミングで指名停止は場合によっては憲法違反ではないか、再審無罪となった場合の補償はどうなっているか。でございますが、国のモデルを参考に制度を定めておきまして、指名停止措置の適否をそれに基づいて判断をしております。判断の適否に迷う場合はモデルの解説本というのを出されております。それらを確認してもなおわからない場合につきましては、直接国の方へ確認をするなどして、指名停止の適否を判断しているものでございます。

再審無罪になった場合の補償等については特に定められたものはございません。

なお、指名停止、警告又は注意の措置については、発注機関に対し苦情申し立てを行うことができることとされております。発注機関からの回答に納得できず、再苦情申し立てがあった場合は、当委員会の苦情処理苦情調査審査部会での審議事項となって参ります。

次に、株式会社丸協建設の注意の関するものです。

時刻単位での説明が欲しい。でございますが、県発注の工事の工期が令和5年9月29日から令和6年7月31日までで、元請業者が丸協建設、1次下請け1者、2次下請けが1者となっております。

時系列ですけれども、令和6年3月4日に2次下請け業者が、引込給水管を破損して断水が1戸発生しましたが、元請業者への報告はございませんでした。発注者への報告もございませんでした。

次に、令和6年3月11日に、1次下請業者が引込給水管を破損し、断水が1戸ございました。こちら元請業者への報告はなく、発注者への報告もございませんでした。

令和6年5月1日に1次下請業者が上水道管を破損し、関係個数15戸、うち直接断水が8戸ですけれども、こちらは元請業者への報告がありました。元請業者から発注者への報告もございました。

なお3月4日と3月11日の破損事故につきましては、5月1日の事故発生後の事情聴取により判明したものでございます。3月の事故につきましては、下請業者が元請業者への報告を怠ったことにより、元請業者は事実を把握しておらず、発注者にも報告がなかったものですが、元請業者として事実を隠蔽する意図がなかったというふうなところで、悪質性はないということで、指名停止には至らず、

注意の処分というふうになったものでございます。

【松林委員】

田村委員の質問に対する回答の丸協建設の時刻単位での説明が欲しいというふうに書いてあるので、何時何分というのを田村委員が質問として挙げてらっしゃるのだと思いますが、それに対する回答が日付までなのですが、こちらは田村委員からは回答に対してのご指摘などなかったのでしょうか。

(事務局)

田村委員への回答につきましてはこの委員会が終了後に回答をさせていただきたいと思います。

時刻の方まで記載をしておりませんでしたので、こちらにつきましても整理をした上で、御説明をさせていただきたいと思います。

【望月委員長（議長）】

他に何かありますでしょうか。

【役重委員】

指名停止関係についてお尋ねをしたいのですが、確認までなのですが、一関市の事例の指名停止がそれぞれ6月8日、7月4日からの指名停止期間となっているのですが、どういう根拠でのこの日付になっているのかということをお尋ねしたいと思います。

あともう1点、この丸協建設の関係ですが、元請の管理の問題なのだろうと考えられました。再発防止措置を講じているかと思いますが、これ重大な案件になりかねないものですのでこの再発防止措置についてもどういった内容を確認されたのか伺いたいと思います。

(事務局)

永沢水道工業の指名停止の措置期間ですけれども、6月8日というのは、指名停止措置の事実を確認した上で内部決裁を経たタイミングでの指名停止というような形になります。具体的には決裁された翌日から指名停止の期間がスタートするというようなことになっております。

フジテック岩手の7月4日についても同様でございます。

なお、丸協建設の再発防止策については確認してから、回答させていただきたいと思います。

【望月委員長（議長）】

役重委員、よろしいですか。

【役重委員】

はい、大丈夫です。

【望月委員長（議長）】

それでは、次に進めたいと思います。

(2) 抽出工事に関する競争入札参加資格の設定方法等について

【望月委員長（議長）】

議事(2)抽出工事に関する競争入札参加資格の設定方法等についての審議を行います。

審議の対象となる工事について、今回は阿部委員に抽出していただいておりますので、阿部委員から御報告お願いいたします。

ア 抽出工事一覧表（資料 No. 9）

【阿部委員】

それではご報告させていただきます。

事務局からの資料を基に、11月14日に対象工事の抽出を行いました。

抽出した工事は、それぞれ資料No.4から資料No.6までの工事のうちから選定し、条件付一般競争入札の予定価格1億円以上から2件、同じく予定価格1億円未満から1件、随意契約から1件としました。

抽出にあたりましては、予定価格が比較的大きく、落札率が高い、あるいは低いものの中から、総合評価落札方式、価格方式、工事業種のバランスを考慮し抽出しました。

以上により、お手元の 資料No.9 のとおり、4件の工事を抽出しましたので、報告します。

※以下、抽出工事に係る案件について審議

(担当部局から説明)

イ 北上川上流流域下水道都南浄化センター2号焼却設備更新(運転操作設備ほか)工事(資料No. 10)

[質疑等]

【雷委員】

はい。これは工種が、工事内容のところで(1)(2)(3)の3つ大きくあるようなのですが、この工種を分解することによって3億円以下にするともう少し、参加者が増えたのではないのかと思うのですが、ほぼ100%に近いあたりで落札しているわけですし、平均でいけば91%くらいで落札していることを考えると、ここを分割することによってもう少し工事費を抑えられた可能性があるのかなというところは感じました。

あと今回受注した業者がずっとここを管理しているってような事情もあったのでしょうか。1者しか応募がなかったっていうのは、その辺をお願いします。

(盛岡)

はい。お答えします。

資料10の19で工事内容(1)(2)(3)とありましてその3つを分割することかと思えます。

これにつきましては、焼却設備という大きいプラントの中のものでありまして、システム構成図であるとか、計装フローの図に示す通り、対象設備は焼却設備を運用する上で、互いに深い関連性があるものと考えております。本工事のようなプラント設備については、個々の機器の仕様を満足することはもちろんですけれども、最終的に1つのプラントとして、求める機能を発揮するべきものかと判断しまして、これは関連性の強い内容として一括発注することが適当であると判断したものでございます。

それでは、1者しか申し込みがなかったことについて、お答えいたします。

本工事は、上下水道では、工業用水、処理施設において、一般に使用されている設備の更新工事でありまして、入札参加資格で定める条件を満たしていれば施工可能でありまして、今回は参入見込みを11者と見込んだものとなっております。今回参加者が1者で、他の業者が、なぜ参加しなかったかという、その辺りはちょっとわからないところではあるのですが、これは推測になりますけれども、他の業者は、手持ち工事の状況とか、配置予定技術者の調整がつかないなどの事情により参加しなかったのではないかと考えております。以上です。

【望月委員長(議長)】

ありがとうございました。雷委員、よろしいですか。他にご質問ありますでしょうか。

(盛岡)

失礼いたしました。管理業者と同一かどうかということも質問いただいております大変失礼しました。都南浄化センターの管理業務委託、通常の日常の管理業務委託は、管理業務については、この工事とは別に管理業務委託として発注しておりまして、この受注者とは違う業者が管理業務委託を受注して

おります。

【望月委員長（議長）】

ちょっと今の関係ですが、これは、結構、あまり専門的な設備ではないという理解でよろしいですか。よくあるのがプラント設置した会社ではないとメンテできないみたいな案件があると思うのですけれども、そういったところでは、支障がなく運営ができていう理解でよろしかったですか。

（盛岡）

はい、お答えいたします。

先ほどの日常の運転につきましては、日々巡視して、計器の読み取りだとか、目視で確認できる範囲で行う日常点検をという意味でございます。設備を停止して、あるいは中を分解してみるような定期点検は、数年に1回、あるいは1年に1回、場所によって違いますけれども、そういった形で行いましてそれはまた別な工事として、工事点検業務委託として、発注しております。

【望月委員長（議長）】

ありがとうございます。他に何かありますでしょうか。

【役重委員】

はい、勉強不足で教えていただければと思うのですが、この1者しかない場合の総合評価なのですが、この資料の10-13が入札調書になっていますけれども、この技術評価点の5.85点は、高いのか低いのかよくわからないのですが、少なくとも例えば地域精通度とかではそれほど評点が入ってないなどというふうに感じます。これ入札額もぎりぎりということですので、この総合評価点の5.882点というのは、一定の基準を上回っているということがあるのか、それとも比較対象がないときはどのようにこれを適正と認められたのかということについてお伺いできればと思います。

（事務局）

総合評価の場合は、総合評価点が一番高い業者が落札をするという形になります。

仮に1者入札の場合というのは、比較する相手の業者がないということになります。総合評価点は参加申請の際に書類を出していただいて事前審査というもので点数を付け、また、開札の段階で、落札候補者に対して事後審査ということで挙証資料を出してもらい、その点数が正しいかどうかというのを確認しています。それで点数に変動があれば、最終的な点数がその業者の総合評価点になるのですが、1者の場合は、他に競争する相手の業者がないので、そういった事後審査というものも、手続き上省略をしております。そのため1者の場合は、事前で提出いただいた資料の点数が、そのまま総合評価点となるという形での取り扱いになることです。

点数が高いか低いかというのは確かに委員がおっしゃる通りなのですが、1者の場合につきましては、点数が高くなろうが低くなろうが落札になるという形になるものでございます。

【望月委員長（議長）】

ありがとうございます。よろしいですか。

【役重委員】

特にその最低ラインとかそういうのは定められていないということですか。

（事務局）

基本的にはその施工能力がある業者を算入対象として見込んでいるというようなところが1つあります。

あと、低入札になるのであれば、例えばその数値的判断基準とかそういった別な失格基準価格とかそういったもので、落札候補になるかどうかという判断がなされるのですが、低入札にならないもの

については、基本的にはその施工能力がある業者の中から入札に参加しているという形ですので、そういうふうなところも踏まえまして落札決定をしているというふうなものでございます。

【望月委員長（議長）】

完全なフリーハンドの入札ではなくて、もう事前にある程度その能力があるであろう業者の選抜がかかっていて、その上での技術点での評価になっているから、最低限度の能力は担保されているという理解で動いていると。そのように、取ってよろしいでしょうか。

（事務局）

はい。そのとおりです。

【望月委員長（議長）】

ありがとうございます。よろしいですか。

それでは時間もありますので次の議事に進ませていただきます。

（担当部局から説明）

ウ 花巻空港滑走路端安全区域整備(その2) 工事 (資料No. 11)

【松林委員】

ちょっと理解しきれてないのですが、11-7 ページご説明いただいた入札参加資格設定理由書というのがありますが、入札の参入見込み 13 社を選ばれる際には、こちらの 11-7 の資料の理由書に該当するといえますか、この資格入札資格があるものが 13 社という理解でよろしいでしょうか。

（花巻）

はい。太字で記載のある供用中の空港制限区域内において土木工事を施工した実績を有することというのが条件になっておりまして、それを工事のデータを蓄積したコリンズというシステムがあるのですけれども、そちらの方にその条件を入れて抽出し、その抽出された業者が 11-4 から 11-6 ページで施工実績コリンズに丸印がありますけれども、その丸印のついた業者が実績を持っている業者というふうになります。このページに記載してあるのは、土木 A 級の資格のある業者ですけれども、その中から実績のある業者を丸印で示したところで抽出しまして 13 社というふうになっております。

【松林委員】

13 社に対して実際の入札 3 社というのは少ないような気はしますが、3 社いれば十分なのでしょうか。

（花巻）

今回は、空港での実績を持った地元業者の方々に手を挙げていただいたという感触を持っておりまして、他県業者は遠いというのもあって手を挙げないのかなというふうに思っておりました。地元業者に手を挙げていただいてありがたいなという感触を持っております。

【吉田委員】

ちょっと聞き漏らしたかもしれませんが 11-14 の入札調書なのですけれども、技術評価点が照甲組が一番高いと言いましたけれども、実際は成和建設が一番高いのですが成和建設は未受領ってことは結局途中で入札をやめたということで、これは何か理由があるんでしょうか。点数はすごく高いのになぜ辞めたのかなと思ったのですけれども、そこが疑問でした。

（花巻）

入札を辞退した理由は、各会社に確認をしないので分からないのですけれども、やはり工事が錯綜している時には技術者の配置が難しいとか、そういう事情があつて、参加申請には手を挙げて入札しないという業者はおられます。今回もそうではないかなとは思っておりますが、確認はしておりません。

【望月委員長（議長）】

他に何かありますでしょうか。なければ、少し時間が押しているところがあるので、次に進ませていただきたいと思います。

（担当部局から説明）

エ 一般国道 343 号ほか渋民地区ほか道路標識設置工事（資料 No. 12）

〔質疑なし〕

【望月委員長（議長）】

ご説明ありがとうございました。本事案について、ご質問、ご意見がありましたら、ご発言をお願いいたします。

時間が押しているところがありますので特別なければ進めたいと思いますがよろしいですか。

（担当部局から説明）

オ 胆沢第二発電所水圧鉄管内面塗装補修工事（資料 No. 13）

〔質疑等〕

【松林委員】

塗膜劣化が、13-2 ページの随意契約理由を読んでいると点検時に錆が進行するという危険性があるというのを発見されたということですがこの時期は、毎年検査をされているということだったのですが、例えば数年前から兆候が見られていたのか、今回いきなりこれが判明したのか。

またこれがわかった調査でわかったタイミングと、今回の契約に至ったタイミングというのはどういふものなの簡単に教えていただけますでしょうか。

（企業局）

わかったタイミングは令和3年度だったと思います。あと調査なのですが、先程、毎年と発言したのですけれども、施設によって、ここの施設は何年に1回入れましょうっていうのが企業局の内規とか内部で決められているところです。ちょっと鉄管の中が何年だったか、今資料がなくてちょっとわからないところではあるのですけれども、いきなり発生したというふうな話を聞いているところでございます。

【松林委員】

あともう1点教えていただきたいのですが今回の工事はすでに工事をやることが決まっている会社に頼むということで、そうすると事務所というのは1カ所で一括管理で行われるのでしょうか。事務所工事事務所といいますか工事業者の事務所ですかね。

（企業局）

今回は1つの事務所で管理されているのです。あと資材置き場とかが、それぞれ現場が少し離れていたりするので、そういったプレハブは何ヶ所か準備しているのですけれども、結果としては、1つの事務所で作業をされています。

【望月委員長（議長）】

工事車両の動線なども一括して計画を立ててらっしゃる。

（企業局）

はい。その通りです。

【雷委員】

今回の堰堤のコンクリート構造物の補修工事の業者に随意契約ということなのですが、これは本体

の工事に変更で追加することはできなかったのですか。

(企業局)

工種がかなり違うのと、あと施工場所も、隣接をしているというところがございます、県の内部でもその変更であるかどうかちょっと内部で決裁を取らなきゃならないとかですね、そういったルールもございます。その中で、やはり工種も違うし、まだ別というところもございますので、基本的には、別契約で実施するというところで判断をしたところでございます。

おなじ工事の中で、例えば数量補修の箇所の数量が増えたりとか面積が増えたりとかですねそういったところは、変更とかが基本とはなるのですけれどもやはり、少し離れていたりすると、別契約っていうのがかなり多いのかなというふうに思っておりますはい。

【雷委員】

何を言いたいかっていうと当初の請負契約の中で追加すれば、経費率とかね、その辺で当初の経費を使って、低く抑えられると思うのですよ。単独で今回また別と一緒に随意契約をしているのですが、もう当然落札率も高いわけですよ。それが1つですね。

ただ当初からわかっているようなことであれば、当初工事にも含んで一括で発注すべきだったのだろうという思いはあります。そうすればもう少し工事費も抑えられたのかなということと、この塗装工事なので今回随意契約っていうのは、塗装工事っていうのは平野組が、必ずどこかの塗装業者を下請けに入れるわけで、それが仮設通路を作成するっていうのは、平野組が受注しようが、競争入札でどこかの塗装業者がとろうが、それはあまり仮設通路が錯綜にはならないような気はします。今回の特に2.5mの中の塗装ですよ、鉄管の。そうすれば、私の個人的なイメージでもそんなに作業員が頻繁に仮設通路を使って通行するのかなという思いもあります。3,000万ぐらいの工事であれば、私が発注者であれば、競争させたいという思いはあります。そうすれば、平均落札率から考えると300万ぐらい浮かせられたかもしれないですね。それと幅広く工事を発注して、経済効果も出せるとかですね。なるべく、そういうふう、土俵を作ってあげたほうがいいのかなという感じはしました。以上です。

【望月委員長（議長）】

ご意見という形でよろしいですか。

【雷委員】

はい。

(企業局)

今後の参考にさせていただきたいと思います。

【望月委員長（議長）】

僕も雷委員のおっしゃっていたところで思うところがありまして、今回随意契約ということで、適正さが後で問題になることが十分あると思うので、今回同じ業者にやってもらえた方が、コスト管理でいだろうっていうのは本当に感覚的にはわかるのですけれども、実際のところ、イメージが先行してしまうと、不正にも繋がりうる場所ですから、実際どの程度安くなっているとかかの管理はされていると思うのですけれども、やはり明確に数字本当に安くなっているのかと、元々設定金額が高いっていう可能性ということも十分起こりうるわけですし、ちょっと他の市町村とかでこういう流れから生じているトラブルが何かあったかなっていう記憶が少しあるものですから、やはり随意契約で入ってきて理由づけとしてこれだけ、もっと内部ではいろいろ検討されていると思いますけれども、表記されているこれだけを見ると、ちょっと本当に適正な金額だったのかなというのは気になりました。

これも意見のようなものなのです。

(企業局)

ありがとうございます。

【望月委員長（議長）】

他にありませんでしょうか。なければ、次に進ませていただきます。

これで議題となっていたものは全部議論進んだかと思しますので本日の抽出事案の審議を通じて改善すべき点又は入札制度全般について、ご意見等があればお願いします。特段なければ時間の関係もあるので次に進ませていただきます。

(3) 県営建設工事に係る入札の取りやめの状況及び落札率について

(事務局から説明)

ア 入札の取りやめ状況について（資料 No. 14）

イ 県営建設工事入札方式別落札率データ（資料 No. 15～17）

【質疑等なし】

(4) 総合評価落札方式の見直しについて

(事務局から説明)

総合評価落札方式の見直しについて（資料 No. 18）

【松林委員】

18-3 ページのチャレンジ型の評価項目の表を見ているのですが、配置予定技術者の週休2日制の取組実績に関しては評価対象外となっているのですが、こちらの理由を教えてくださいませんか。

(事務局)

お答えします。現在配置予定技術者の週休2日の取組実績については、国又は県営工事を施工しその発注者から週休2日を達成した証明をもって評価するというようにしております。ということは県営工事を実施、受注した実績がないところは、そもそもこの加点が得られないので、そういう点でこの項目を評価の対象から外しているものです。

【松林委員】

週休2日制で経営されている方が、やはり何と申しますか、世の中の流れとしても適切なのかなと思ったので、これを何か別の形でその会社が適切に管理されているかというのを評価する方法などはあるのでしょうか。

(事務局)

工事を施工し工事完成の際に工事成績の評定を行うわけですが、その評価の項目の中に週休2日を達成すれば、加点するような項目があるのでそちらの方で評価されていると考えています。

【吉田委員】

はい。私も今の質問を同じことを思いました。

労働条件を悪くしてもいいというように取ってしまうと思ったのですが、そうことではないという事が分かり安心しました。

私はこの評価項目を改正したこと自体が良かったということ意見を言いたいです。最初に高橋副局長からいろいろ地域懇談をやって、不具合があるということがあるので、見直しに向けた動きということは、それ自体とても良いのではないかなと。やはり現場の意見を聞いたりとか、いくら制度を作っても完璧な制度というのはないわけで、それを見直しながら進むということはいいいので、今回は見直

しましたけどその1つ1つがいいかどうかは私も専門ではないのでわかりませんが、これからも色々と不具合が出れば、見直したりしながら、見直すことに躊躇しないで、随時直していただければいいと思いました。

ただ1点だけ質問ですが、18-1ページの表の③経営品質の取組のところ、①から④の実績にプラスして、⑤ユースエールというのを評価しようという若者雇用促進法なのですけれども、今若者が少なくても若者を採りたいのに採れないって状況なのに、かえって若者を採れるような業者が有利になるのかとか、あとは若者の範囲ってどこまででしたかその促進法自体がよくわかってなかったんで、この考えはいいのですけれども、実際それを基準にしたことで、今度はまた中小企業とかが不利になったりしないのかなとちょっと心配でした。

(県・建設技術振興課)

委員からご指摘ご質問ありました後の方、ユースエールの件でございます。

こちらは、若者雇用促進法に基づく厚労省の認定制度でございますが、こちらは実際に若い方を採用した実績ではなくて、若い方向けの学卒者への求人募集を行っているかどうか、そういった積極的に取り組んでいる企業に対する認定制度でございますので、まずこういった形で建設企業の方々が取り組んでいただければ、業界全体としてもそういった担い手の確保に繋がるということで今回制度に加えさせていただきます。

現行の評価基準が、①から④のうち、2つ達成すれば加点になったり、1項目だと何点というような形になっているのですけれども、今回の改正によりまして、この⑤のユースエールが増えまして、①から⑤のうち、例えば2項目ですと何点というようなことになりまして、選べる選択肢が増えたというようなことでございます。

【役重委員】

はい。私もこうした参入の可能性を広げるという改正には基本的に賛成したいと思います。

それで確認ですが、今回の改正がどの程度、実際有効なのかとか、新規参入に有効なのかというところなのですが、この対象工事は、工事担当課の長が必要と認める工事ということですので、ある程度その現場の判断っていうことがあると思うのですけど、これまでの例えば今回出ている9月までの実績とかから勘案した場合に、どの程度、1者入札というものが改善されるのか、これはかわかると思うのですねデータがありますので、そういったところのこの施策、この変更による施策効果ですかねどの程度と見込んでらっしゃるのかってところもしあればお聞かせいただきたいと思います。

それが1点とあと意見なのですが、施工実績が10年間良しとすると10年前の工事とは技術や環境が変わってきたことも考えられますので、いわゆるこれは施工管理をちゃんとやっぴりこのチャレンジ型だよねということで、しっかり見ていこうねということと、セットで進めるべきではないかなというふうに思います。

施工管理に反映して、運用上のことで言っていますけれども、反映させていただきたいというのが意見の1つです。よろしくをお願いします。

(事務局)

最初の点の施工の効果というふうなところ、1者入札がどのように変わるかというふうなところのお話でございますけれども、今回試行を始めるに当たりまして、施工実績がない業者のまさに機会を広げるという形になるわけですけれども、このチャレンジ型で実績を積まれた業者が、次は通常の簡易2型の実績をもって、参入が可能になるというふうなところで見れば確かに、1者入札というのは、どのように変化推移していくかというところは、状況の推移を見ながら、判断していくというふうな形で、

現状としてどういうふうになるかっていうところは、今後状況見ながら、検討する必要があるのかなというふうに考えております。

【役重委員】

2点目に関してはその幅を広げるということですので、やはり施工上の問題が出てくるかもしれないねということ、踏まえながらですね、施工管理を、このチャレンジ型については、やはりより気をつけながらするというようなことを現場で徹底していただきたいなど、これは要望です。

1点目の方なのですが、今じゃなくていいですけども、やはりこれ、実際にこれまで総合評価をする中で、これは6年前の実績だから駄目だねということ積み上げて、この入札が行われてきているはずですので、それが今までの実績だと例えば、この工事だったら1者だったのが3者に増えるとか、5社に増えるとか、そういうことはわかるはずですのでその辺りを把握された方がいいのではないかなというふうに思った次第です。これは、お答えは結構です。

(事務局)

はい

【望月委員長（議長）】

僕からも一言、チャレンジ型のこの制度すごくいいものだなと思っていて、やっぱりどうしても弁護士をやっている小さな企業から相談を受けるときに経営の悩みのような相談を受けたりするんですけども、公共工事に入れないような話を聞くことも間々ありまして、色々な業者が参入できるような状況になっていくといいなと思っております。よろしくお願いします。

(事務局)

最初の指名停止の関係で、御質問を頂戴していたことに関して、補足で説明させていただいてもよろしいでしょうか。

田村委員の質問で丸協建設の時刻単位での説明が欲しいというふうなご質問でした。

3月4日の給水管の破損につきましては、9時に破損し復旧したのが11時30分となっております。

3月11日の給水管破損が13時30分で復旧が15時となっております。

5月1日の上水管破損は10時で、元請負業者への報告は10時10分。発注者への報告は11時30分で、発注者が会議等のため11時43分に確認をしたというふうなところです。復旧は14時20分というふうなことになっているというところでございます。

あと、これに関する再発防止策につきましては、横断掘削箇所を全線を試掘をするというふうなところと、あと作業員への埋設物等の情報を再指導するというふうなところになっているというところでございます。

【望月委員長（議長）】

ありがとうございました。それでは、他に質問はないですかね。

以上をもちまして議事を終了します。事務局にお返しします。

4 その他

(事務局)

望月委員長には、長時間にわたり議事を進行いただき、ありがとうございました。

4の「その他」でございますが、次回の委員会の日程等でございます。

当委員会は、委員会運営規程により、原則として6か月に1回、年2回開催することを基本として

おります。

これにより次回開催は、翌年7月中旬から下旬の見込みとなりますことを御了承いただきたいと存じます。

また、審議対象工事を抽出する委員は、委員会事務処理要領により、お名前の50音順による輪番制としておりますが、次回の工事審議案件の抽出を 田村 委員にお願いすることとなります。本日御欠席ではありますが、事前に御承諾いただいているものでございます。

5 閉会

(事務局)

以上をもちまして、岩手県県営建設工事入札契約適正化委員会の一切を終了いたします。
ありがとうございました。